

県民協働による里山の整備・利用事業補助金交付要綱

平成 30 年 5 月 14 日付け 30 森政第 93 号林務部長通知
一部改正 令和 3 年 3 月 26 日付け 2 森政第 515 号林務部長通知

(趣旨)

第 1 この要綱は、長野県ふるさとの森林づくり条例（平成 16 年 10 月 14 日長野県条例第 40 号。以下「森林づくり条例」という。）第 26 条の規定による「里山整備利用地域」において、地域住民等の主体的な参画による里山の整備・利活用の推進に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第 2 第 1 に規定する補助金の交付の対象となる事業実施主体は、森林づくり条例第 26 条第 2 項の規定による里山整備利用推進協議会とする。

(事業の種類、対象経費及び補助率)

第 3 第 1 に規定する補助金の交付対象となる事業の種類、経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

事業の種類	対象経費	補助率
里山整備利用地域活動推進事業	里山整備利用推進協議会が行う里山整備利用地域活動計画の作成、里山の利活用に係る地域の合意形成を図るための活動等に要する経費	10 分の 10 以内
里山資源利活用推進事業	自立的・持続的な管理体制の構築に必要な資機材の導入及び歩道整備に要する経費	4 分の 3 以内

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- (1) 県が交付する補助金の交付を受けた事業
- (2) 国の支出する支出金及び補助金の交付を受けた事業
- (3) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

3 里山資源利活用推進事業については、補助対象経費の上限を 150 万円とする。

4 第 1 項の経費の詳細は別に定める。

(補助金交付の条件)

第 4 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 第 3 第 1 項に定める経費は、事業の種類ごとに相互に流用してはならないこと。
- (2) 重要な変更（補助金額の増額又は 30%以上の減額をしようとする場合をいう。）をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。

- (3) 当該事業に係る活動対象地が里山整備利用地域の認定を受けていない場合は、事業実施の翌年度末までに里山整備利用地域の認定を受けることとし、認定を受けられない場合は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - (4) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
 - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したときは、当該補助事業に係る補助金額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (7) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- 2 前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

（事業計画の提出）

第5 補助金の交付を受けようとする者は、別に定めるところにより、里山整備利用地域の所在市町村を経由し、事業計画を知事に提出することとする。

（交付申請書等）

第6 規則第3条に規定する申請書は、県民協働による里山の整備・利用事業補助金交付申請書によるものとする。

- 2 第4第1項第2号又は第4号の規定により、承認を受けようとするときは、別に定める書類を提出して行うものとする。

（実績報告書等）

第7 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、県民協働による里山の整備・利用事業補助金実績報告書によるものとする。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金交付の請求）

第8 補助事業者が補助金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、県民協働による里山の整備・利用事業補助金交付(概算払)請求書によるものとする。

（財産処分の制限等）

第9 規則第19条第1項に規定する承認申請は、県民協働による里山の整備・利用事業財産処分承認申請書によるものとする。

- 2 規則第19条第1項第2号及び第3号に規定する機械、器具及び財産については別に定める。
- 3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する

省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。
(申請書の様式等)

第10 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。